

諮問第113号

(中間年における経済構造統計の整備)

【その1: 基幹統計の統合・再編】

説明資料

I 今回の諮問の背景

「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（以下「3統計」という。）は、統計法全面改正前に、経済センサス-活動調査により5年に一度作成される「経済構造統計」の**中間年において、産業別の実態を明らかにする統計と整理**（「経済センサスの枠組みについて」（平成18年））

一方、統計改革の推進を検討する過程において、以下のとおり、経済センサス-活動調査の**中間年における産業横断的な統計の整備に関するニーズが顕在化**

- ① 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
 - 国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上を図ることが不可欠
- ② 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進
 - 報告者の負担軽減にも留意しつつ、中間年の経済実態を横断的に把握・提供

産業別に3統計が並立した現状では、ニーズへの的確な対応には限界

以上の状況を踏まえ、**3統計を統合・再編し、中間年における経済構造統計を拡充**これにより、

- 主要産業の経済実態に係る一体的な統計を、毎年作成・提供し、経済構造統計全体を充実
- 国民経済計算の精度向上に資することを含め、利活用の一層の向上に寄与

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日・閣議決定）においても、政府方針として記載

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

- (1) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（注10）（仮称。以下同じ。）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査（注11）に移行することが計画されている経済センサス-基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。

また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、前記(1)のビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

（注10）総務省と経済産業省の共管調査（結果集計は、独立行政法人統計センターが実施予定）

（注11）全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法

2

II 諮問第113号の構成（今後の予定を含む。）

【その1】基幹統計の統合・再編（3月28日諮問）

- 3統計を、「経済構造統計」に統合・再編する。（→ 統合・再編イメージはスライド7参照）
- これに伴い、3統計について、基幹統計としての個別の指定を解除する。

基幹統計の統合・再編を実現する手段

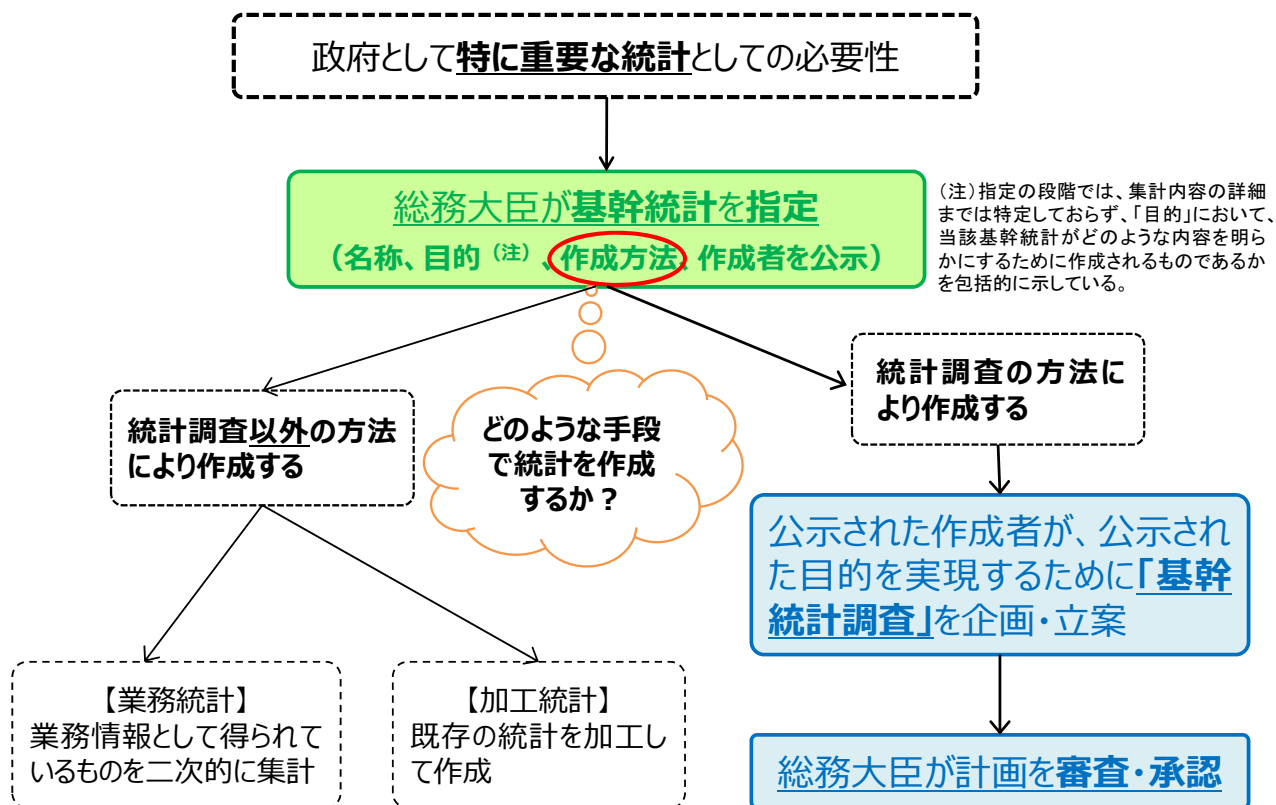
【その2】基幹統計調査の統合・再編（4月20日諮問予定）

〔申請前の調整途上であり、詳細は未確定だが、基本計画を踏まえると、想定される諮問内容は、次のとおり。〕

- 「経済構造実態調査」（仮称）の創設
（商業統計調査、特定サービス産業実態調査等を統合・再編）
- 「工業統計調査」を、「経済構造実態調査」と同時・一体的に実施
- 「経済センサス-基礎調査」について、全国を順次調査する手法で実施

3

(参考1) 基幹統計と基幹統計調査の関係



4

Ⅲ - 1 基幹統計の指定内容 (現行)

名称	作成目的	作成者	作成方法
経済構造統計	すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣、 経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
工業統計	工業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
商業統計	商業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
特定サービス産業実態統計	特定のサービス産業に関する施策に資するため当該産業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

5

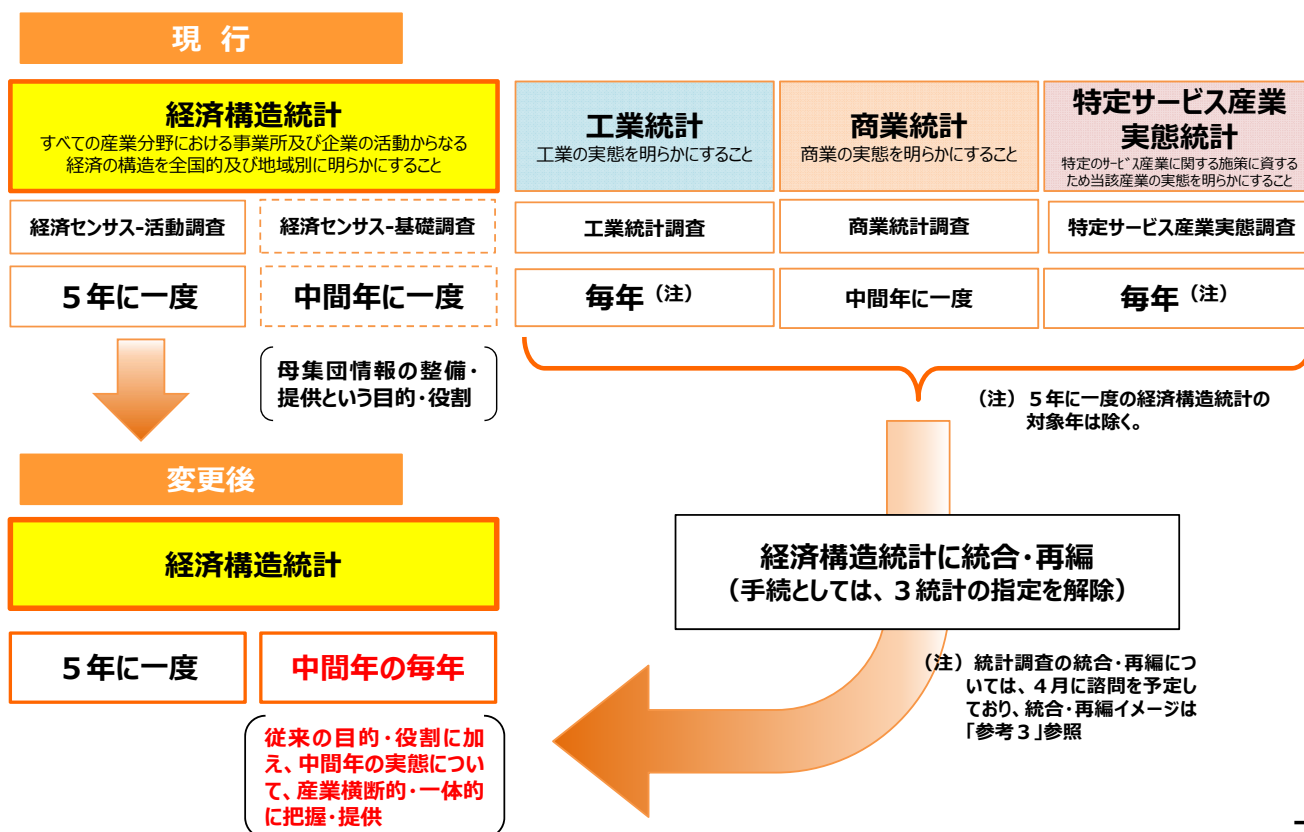
(参考2) 基幹統計と基幹統計調査の関係について（現行）

基幹統計	基幹統計調査	現在承認されている計画上の周期・調査対象業種
経済構造統計	経済センサス-活動調査 ※ 創設時において、商業統計調査の簡易調査、調査実施年の工業統計調査及び特定サービス産業実態調査を行わないと整理	【周期】5年（平成24年・28年に実施） 【調査対象業種】全産業
	経済センサス-基礎調査	【周期】1回限り（平成21年・26年に実施） 【調査対象業種】全産業
工業統計	工業統計調査	【周期】毎年（経済センサス-活動調査実施年は実施せず） 【調査対象業種】製造業
商業統計	商業統計調査	【周期】5年（経済センサス-活動調査実施の2年後に実施） 【調査対象業種】卸売・小売業
特定サービス産業実態統計	特定サービス産業実態調査	【周期】毎年（経済センサス-活動調査実施年は実施せず） 【調査対象業種】サービス業（一部）

(注) 基幹統計の作成手段について、特段の制約はなく、①単独の基幹統計調査により作成される場合だけでなく、②複数の基幹統計調査により作成される場合や、③基幹統計調査と行政記録情報の併用により作成される場合などが考えられる。

6

Ⅲ - 2 経済構造統計（基幹統計）への統合・再編イメージ



7

Ⅲ－３ 中間年において作成される統計の概要

【現行】		【変更後】	
基幹統計名	作成される統計の概要	基幹統計名	作成される統計の概要
工業統計 【毎年 ^(注) 】	製造業に係る詳細な事項 例：品目別出荷額 品目別在庫額 等	経済構造統計 【毎年 ^(注) 】	産業横断的な事項 (付加価値構造等) 従前から作成されている 統計の整備・充実
商業統計 【中間年に一度】	卸売・小売業に係る詳細な 事項 例：年間商品販売額 商業マージン 等		
特定サービス産業 実態統計 【毎年 ^(注) 】	特定のサービス業に係る詳細 な事項 例：年間売上高 費用構造 等		

(注) 5年に一度の経済構造統計の対象年は除く。

8

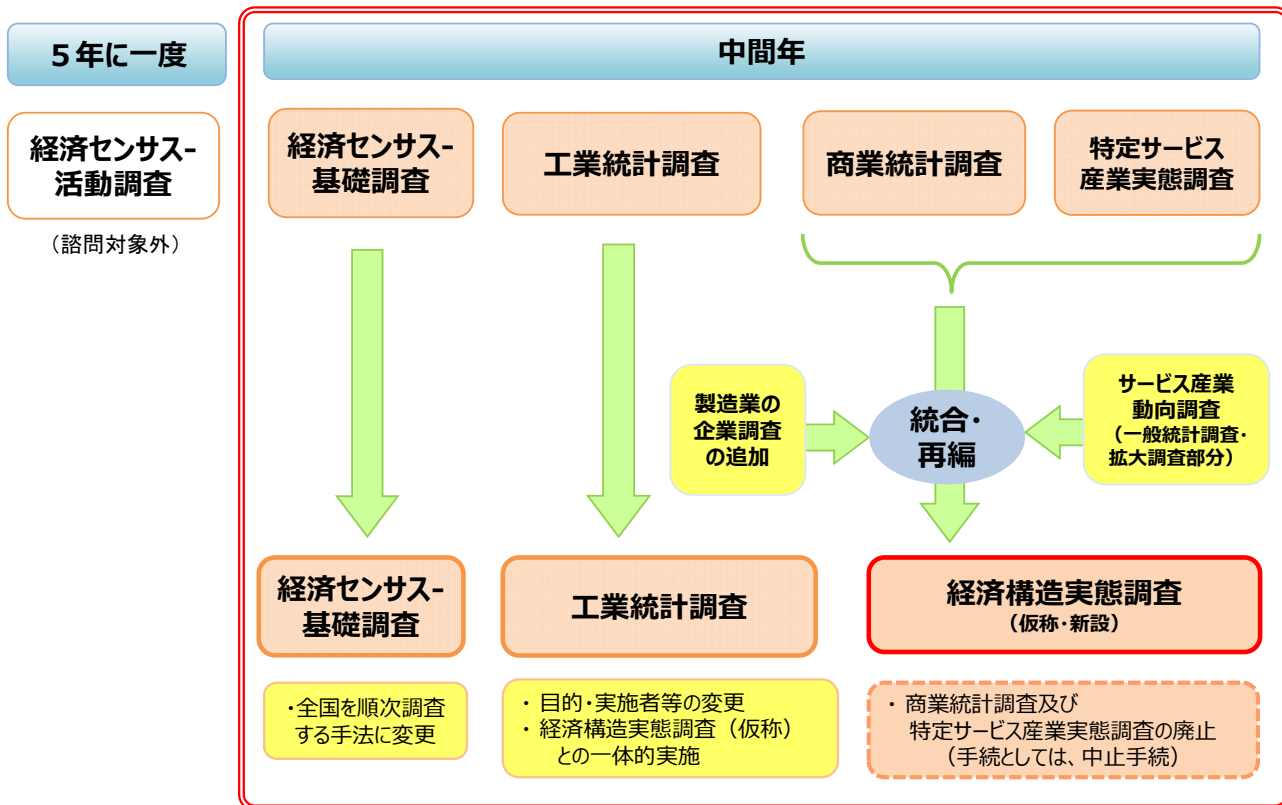
Ⅲ－４ 審議に当たって想定される確認事項

- ① 経済構造統計への統合・再編の目的・効果
- ② 基幹統計としての経済構造統計の位置付け
(他の基幹統計及びビジネスサーベイの枠組みとの関係整理を含む。)
- ③ 作成される統計に関する留意点^(注)
 - 1) 統合・再編後に作成される統計と利活用ニーズとの整合性
 - 2) 統合・再編前後における統計の接続や、地域別等の統計を提供するに当たっての課題

(注) 詳細な議論は、基幹統計調査の計画において明示される集計事項等を踏まえて、「その2」の諮問以降において行うことを想定

9

(参考3) 中間年における経済構造統計を作成するための基幹統計調査の再編イメージ
 (4月20日諮問において想定される内容)

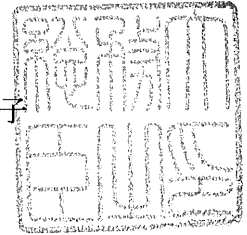




総政企第49号
平成30年3月28日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
野田 聖子



諮問第113号
中間年における経済構造統計の整備について（諮問）（その1）

標記の一環として、別紙のとおり、基幹統計の指定を解除するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

なお、中間年における経済構造統計を作成するために行う基幹統計調査の変更等については、調査実施者からの申請を受けた後、「中間年における経済構造統計の整備について（諮問）（その2）」として意見を求める。

別紙

1 諮問内容

統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計である「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（以下「3統計」という。）の指定を解除する。

2 解除理由

- (1) 3統計は、従前、基幹統計として指定され、以下の内容が公示されるとともに、経済センサス-活動調査により5年に一度作成されている経済構造統計の中間年において、産業別の実態を明らかにする統計として位置づけられてきた。

名称	作成目的	作成者	作成方法
工業統計	工業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
商業統計	商業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
特定サービス産業実態統計	特定のサービス産業に関する施策に資するため当該産業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

- (2) しかし、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、国民経済計算を軸とした経済統計の整備推進に係る取組の一つとして、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計について、関連する基幹統計調査の再編と併せて整備し、産業横断的な統計を作成・提供することとされた。

◆「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(イ) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（仮称。以下同じ。）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査に移行することが計画されている経済センサス-基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間

年の各年に作成・提供する。

また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、前記(1)のビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

(3) これを受けて、3統計を経済構造統計に再編することとし、これに伴い、3統計に係る基幹統計としての個別の指定を解除することとしたい。

(4) なお、従前の3統計は経済産業大臣により作成されていたが、再編後の中間年の経済構造統計は、現行の指定内容と同様に専ら統計調査の方法により、総務大臣と経済産業大臣の共管により作成することを想定している。したがって、同統計の指定に係る公示内容に変更が生じないことから、指定の変更は行わない。

名 称	作成目的	作成者	作成方法
経済構造統計	すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣、 経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

参考

◎統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5（略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12（略）

（基幹統計の指定）

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。